

神戸大学発達科学部
《教職課程ノハンドブック》
— 教育職員免許状取得ガイド —

2012(平成24)年度入学者用

神戸大学発達科学部教務委員会

【 目 次 】

I はじめに	1
II 取得可能な免許状及び必要単位数	3
表 1 発達科学部で取得可能な教育職員免許状の種類及び免許教科	
表 2 基礎資格及び最低必要単位数	
表 3 文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第 66 条の 6）	
表 4 神戸大学において修得が必要な科目及び最低修得単位数	
表 5 特別支援教育に関する科目及び単位数	
III 教育実習の諸手続	9
1 教育実習の受講資格	
2 教育実習の申込方法	
3 初等教育実習全体スケジュール	
4 中等教育実習全体スケジュール	
IV 教育実習事前・事後指導について	15
1 初等教育事前・事後指導	
2 中等教育事前・事後指導	
V 教育実習先での一般的注意事項	18
1 「教育実習の記録」について	
2 教育実習校に持参するもの	
3 実習経費（謝礼金）について	
4 研究授業の大学教員の訪問について	
5 教育実習による授業の欠席について	
6 教育実習の取り消しについて	
7 その他	
VI 留学を希望する学生の教育実習について	19
VII 教職実践演習と履修カルテの作成について	20
VIII 編入学生の教職課程の履修について	21
IX 介護等体験について	22
1 「介護等体験」とは	
2 介護等体験実施の全体スケジュール	
3 注意事項	
X 教育職員免許状申請手続きについて	24
XI 教育職員免許更新制度について	25
◆問い合わせ一覧	27
参考：神戸大学教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>	
神戸大学教育職員免許状取得のための履修カルテ②<自己評価シート>	

I はじめに

教育実習とは、

- ・子どもたちから、かけがえのない学習機会＝学習権を、
 - ・実習校の先生方から、暖かいご指導と貴重なお時間を、
 - ・大学の教員職員から、多大な労力と支援そして資源を、
- それぞれご提供いただいて、初めて成立するものです。

あなた自身もがんばっておられるでしょうが、周りの人々も、皆さんの「教師になりたい」という熱い思いを支えてくれています。

ですから、プレ実習から本実習・事後指導等に至るまで、無断欠席・遅刻・途中放棄等は、言語道断です。

「教員になる気はないけど、免許だけ取っておこうか…」などと安易な気持ちでは、周りの人々に失礼ではないでしょうか。

あるいは、教員免許を取得するくらい軽いもの、と思っていませんか。

われわれ発達科学部の担当スタッフは、教職課程の社会的責任に鑑み、あまりにも重篤な不適切言動には、実習資格剥奪を含んだ厳しい対応で望みます。

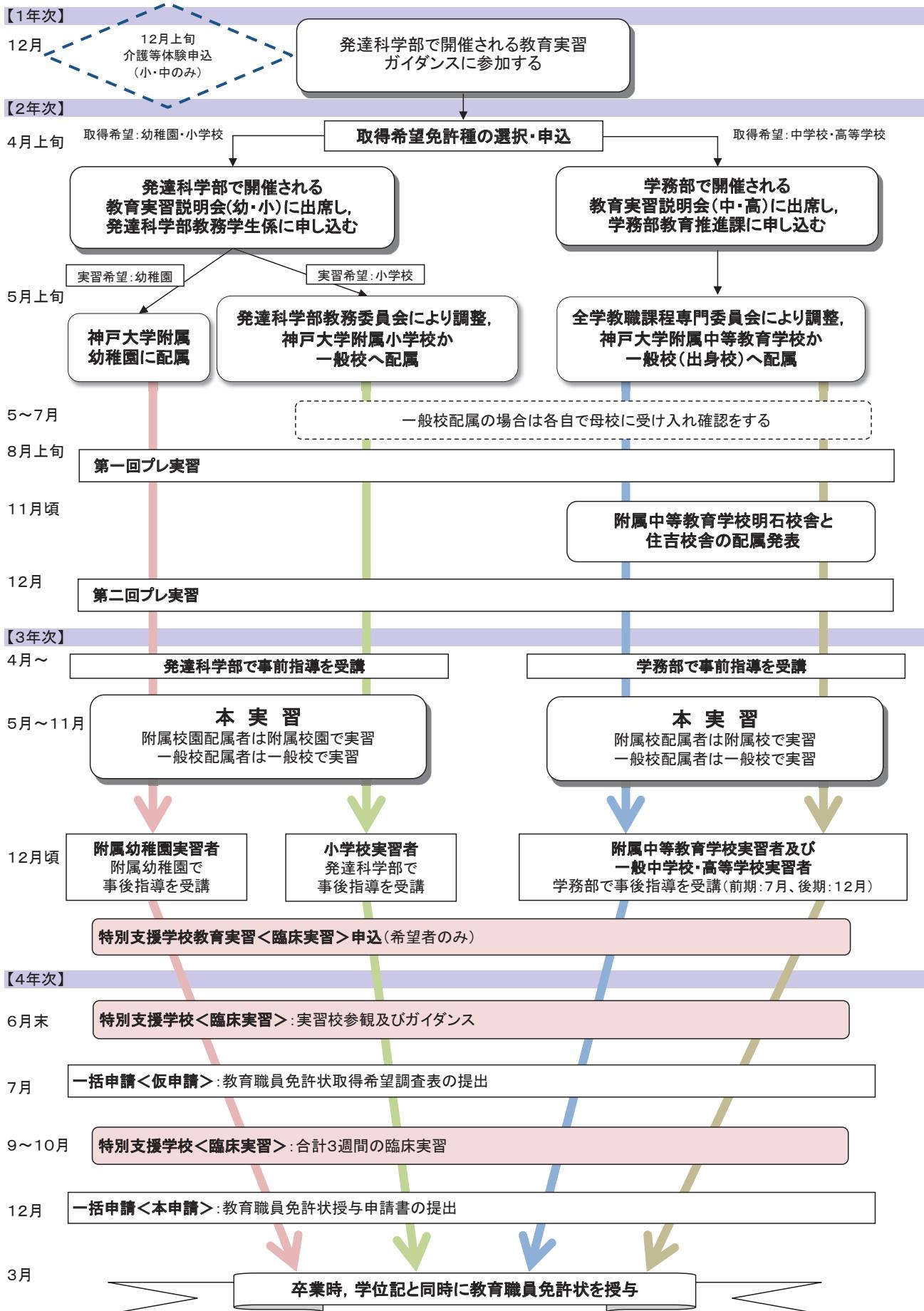
子どもたちの前では、あなたも立派な大人の一員であることを、しかも、彼らが期待を寄せる「先生」の一人であることを忘れないで下さい。社会人としての自覚・責任・誇りある行動を求めます。

そして是非、この教育実習を通じて、子どもたちと豊かな思い出を作り、教師に必要な資質能力および認識を高めていって下さい。

皆さんが高い志を持たれる限り、われわれは最善の努力で皆さんの支援に臨む所存です。

教育実習の流れ

※下記のスケジュールは、年度によって変わるものがあります。
必ず掲示で周知される内容を確認してください。



II 取得可能な免許状及び必要単位数

◆ 表 1 発達科学部で取得可能な教育職員免許状の種類及び免許教科

学 部	学 科	種 類	教 科
発達科学部	人間形成学科	小学校教諭一種	
		幼稚園教諭一種	
		特別支援学校教諭一種	知的障害者
	人間行動学科	中学校教諭一種	保健体育
		高等学校教諭一種	保健体育
	人間表現学科	中学校教諭一種	音楽, 美術
		高等学校教諭一種	音楽, 美術
	人間環境学科	中学校教諭一種	理科, 数学, 社会, 家庭
		高等学校教諭一種	理科, 数学, 地理歴史, 公民, 家庭

※学科を越えて他種類・他教科の免許を取得することも可能です。

※上記に無い免許教科については、他学部の授業を履修することで取得可能です。

学 部	種 類	教 科
文 学 部	中学校教諭一種	国語, 英語
	高等学校教諭一種	
国際文化学部	中学校教諭一種	英語
	高等学校教諭一種	
農学部	中学校教諭一種	農業
	高等学校教諭一種	
海事科学部	高等学校教諭一種	商船, 工業

◆表2 基礎資格及び最低修得単位数（教育職員免許法で定められている最低単位数）

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は 教職に関する科目	特別支援教育に 関する科目
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有すること	6	35	10	
小学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8	41	10	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8	
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16	
特別支援学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること 及び小・中・高又は幼稚園の 普通免許状を有すること				26

※上記表2に定める単位の他に、表3「文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）」を必ず修得しなければならない。

◆表3 文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）

文部科学省令の科目	必要単位数	開講科目名	単位数	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	資格免許のための科目（教職）として開講しているものを受講
体育	2	健康・スポーツ科学実習 I	1	
		健康・スポーツ科学実習 II	1	
外国語コミュニケーション	2	英語リーディング I	1	
		英語リーディング II	1	
情報機器の操作に関する科目	2	情報基礎	1	
		情報機器の操作	1	資格免許のための科目

◆表4 神戸大学において修得が必要な科目及び最低修得単位数

神戸大学で各種の免許状を取得するには、下記の単位数を修得することが必要である。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	神戸大学において修得することを必要とする最低単位数			文部科学省 令の科目 (表3)	介護等 体験
		教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に 関する科目		
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有すること	18	39	—	8	—
小学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	18	45	—	8	要
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	33	—	8	要
		総単位数： 59単位 教科又は教職に関する科目 8 単位を含む				
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	29	—	8	—
		総単位数： 59単位 教科又は教職に関する科目 16 単位を含む				
特別支援学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること 及び小・中・高又は幼稚園の 普通免許状を有すること	—	—	26	—	—

※1 特別支援学校教諭一種免許状を併せて取得する場合は、介護等体験不要

「教科に関する科目」や「教職に関する科目」で最低修得単位数を越えた単位については、「教科又は教職に関する科目」に加算できる。

(但し、取得しようとする免許教科以外の授業科目の単位を加えることはできない。例えば、社会科の教員免許を取得する場合に地歴科教育論の単位を「教科又は教職に関する科目」に加えることはできない。)

※1

※1

※以下の科目は、表2に基づき神戸大学として認定を受けている科目名及び単位

幼稚園教諭一種免許状・小学校教諭一種免許状

《教科に関する科目》：幼稚園・小学校教諭一種免許状

※ 選必=選択必修

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目	単位数		履修 方法	配当 年次	備考
科目	各科目に含める必要事項		必 修	選 必			
国語（書写を含む） 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育	児童言語教育論	2		必修	2		
	初等社会科教育論	2			2		
	算数教育論	2			2		
	自然教育論	2			2		
	生活科教育論	2			2		
	音楽表現発達論	2			2		
	造形表現発達論	2			2		
	初等家政学概論	2			3		
	初等体育論	2			2		

《教職に関する科目》：幼稚園教諭一種免許状

※ 選必=選択必修

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目	単位数		履修 方法	配当 年次	備考
科目	各科目に含める必要事項		必 修	選 必			
[第二欄] 教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	2		必修	1	
[第三欄] 教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）	教育学概論 教育心理学 乳幼児発達論	2 2 2		必修 必修	1 2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育制度概説 教育政策 教育行政学	2 2 2		3科目から1科目以上選択必修	2 2 3	
[第四欄] 教育課程及び指導法、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・教育課程の意義及び編成の方法	教育方法学 学習指導論 授業システム論 幼児教育内容論	2 2 2 2			2 2 2	
	・保育内容の指導法 ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児健康指導法 幼児人間関係指導法 幼児環境指導法 幼児言語表現指導法 幼児音楽表現指導法 幼児造形表現指導法 幼児精神衛生論 相談心理学	2 2 2 2 2 2 2 2			2 2 2 2 3 3	小学校免許を同時に取得する場合は、この枠内からは6単位履修すれば足りることとする
[第五欄] 教育実習	教育実習	初等教育事前・事後指導 初等教育実地研究	1 4		必修 必修	3 3	実習本年度に履修登録
[第六欄] 教職実践演習	教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	2		(注2) 必修	4	4年次後期

《教職に関する科目》：小学校一種免許状

※ 選必=選択必修

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目	単位数		履修 方法	配当年次	備考
科目	各科目に含める必要事項		必修	選必			
[第二欄] 教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	2		必修	1	
[第三欄] 教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育学概論 教育心理学 教育制度概説 教育政策 教育行政学	2 2 2		必修 必修 3科目から1科目以上選択必修	1 1 2 2 3	
[第四欄] 教育課程及び指導法、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	カリキュラム論 国語教育方法論 社会科教育方法論 理科教育方法論 算数教育方法論 生活科教育方法論 家庭科教育方法論 音楽表現教育方法論 造形表現教育方法論 運動教育方法論 道徳教育論 特別活動指導法 教育方法学 学習指導論 授業システム論 生活指導論 相談心理学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		必修 必修	2 2 2 2 3 3 3 2 3 2 2 3 2 2 2 3 2 2 2 3 2 2 2 3	
[第五欄] 教育実習	教育実習	初等教育事前・事後指導 初等教育実地研究	1 4		必修 必修	3 3	実習本年度に履修登録
[第六欄] 教職実践演習	教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	2		(注2) 必修	4	4年次後期

- ・幼稚園と小学校の「教科に関する科目」は共通。
- ・幼稚園と小学校の「教職に関する科目」について、同一科目名のものは共通。
- ・幼稚園と小学校の免許を同時に取得する場合は、幼稚園の「教職に関する科目」【第四欄 保育内容の指導法】においては3科目6単位を選択履修する。（残り6単位までは、小学校の「教職に関する科目」の【各教科の指導法】または【特別活動の指導法】の単位をもってあてることができるため。）

中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状

※《教科に関する科目》は、学生便覧の各教科のページを確認すること。

《教職に関する科目》

※ 選必=選択必修

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数		履修方法	配当年次	備考
			必修	選必			
[第二欄] 教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	2		必修	1	
[第三欄] 教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2		必修	1	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び學習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び學習の過程を含む）	教育心理学	2		必修	1	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育制度概説 教育政策 教育行政学	2 2 2	3科目から1科目以上選択必修		2 2 3	
[第四欄] 教育課程及び指導法、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	中等カリキュラム論	2		必修	2	
	・各教科の指導法	国語科教育論A	2		※取得免許に該当する教科教育論について2科目・4単位必修（取得しようとする免許教科の教育論を履修すること。他教科教育論をもってかえることはできない。）	2	隔年開講
		国語科教育論B	2			2	隔年開講
		社会科教育論A	2			2	
		社会科教育論B	2			2	
		地歴科教育論A	2			2	
		地歴科教育論B	2			2	
		公民科教育論A	2			2	
		公民科教育論B	2			2	
		数学教育論A	2			2	
		数学教育論B	2			2	
		理科教育論A	2			2	
		理科教育論B	2			2	
		英語科教育法I	2			2	平成24年度以降
		英語科教育法II	2			2	IからIVを毎年順番に1科目ずつ開講
		英語科教育法III	2			2	
		英語科教育法IV	2			2	
		音楽科教育論A	2			2	
		音楽科教育論B	2			2	
		美術科教育論A	2			2	
		美術科教育論B	2			2	
		保健体育科教育論A	2			2	
		保健体育科教育論B	2			2	
		家庭科教育論A	2			2	隔年開講
		家庭科教育論B	2			2	隔年開講
		農業科教育論A	2			2	隔年開講
		農業科教育論B	2			2	隔年開講
		商船科教育論A	2		商船科教育論は、海事科学部海事技術マネジメント学科航海分野学生はA及びB、機関分野学生はC及びDを必修とする。	開講期末定	開講期末定
		商船科教育論B	2				
		商船科教育論C	2				
		商船科教育論D	2				
	工業科教育論A	2				開講期末定	開講期末定
	工業科教育論B	2					

・道徳の指導法	道徳教育論	2	中免のみ必修	2		
・特別活動の指導法	特別活動指導法	2	必修	2		
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	授業システム論 教育方法学 学習指導論	2 2 2	必修 2科目から1科目以上選択必修 2	2 2		
・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生活指導論	2	必修	3		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	相談心理学	2	必修	2		
〔第五欄〕 教育実習	教育実習	中等教育事前・事後指導	1	必修	3	実習本年度に履修登録
		中学校教育実地研究A	2	中一種免必修 (高一種免兼ねる)	3	
		中学校教育実地研究B	2		3	
		高校教育実地研究	2	高一種免のみ必修	3	
〔第六欄〕 教職実践演習	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	(注2) 必修	4	4年次後期

・中学校と高等学校の「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」について、同一科目名のものは共通。

(注1) 教育実習について、中学校一種免許状取得者及び中学校、高等学校一種免許状の両免許状取得者は4単位（「中学校教育実地研究A（2単位）」及び「中学校教育実地研究B（2単位）」）を修得すること。

高等学校一種免許状取得者は2単位以上（中学校教育実地研究A（2単位）または高校教育実地研究（2単位）のどちらか選択必修。）修得すること。

(注2) 教職実践演習（幼・小）及び教職実践演習（中・高）は4年次の後期に履修。なお、小学校・幼稚園免許状取得者は、教職実践演習（幼・小）を履修すること。中学校・高等学校免許状取得者は、教職実践演習（中・高）を履修すること。

(注3) 前期開講及び後期開講については、開講年度の「科目一覧」や「時間割」を掲示等を確認した上で、履修してください。

◆表5 特別支援教育に関する科目及び単位数

特別支援学校教諭一種免許状

※以下の科目は、表2に基づき神戸大学として認定を受けている科目名及び単位

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目	単位数 必修 選択	履修 方法	配当 年次	備考
科目	各科目に含める必要事項					
〔第一欄〕	・特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育総論	2	必修	2	
		特別支援教育学	2	選択	3	
〔第二欄〕	・特別支援教育領域に関する科目	発達障害心理学1	2	必修	2	
		発達障害心理学2	2	必修	2	
		発達障害臨床学1	2	必修	2	
		発達障害臨床学2	2	必修	2	
		障害児発達学	2	必修	2	
		障害児指導学	2	必修	3	
		知的障害の心理・生理・病理演習	2	必修	3	
〔第三欄〕	・免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理検査法1	2	必修	2	
		視覚障害児発達学	2	必修	3	
		学習障害等教育総論	2	必修	2	
〔第四欄〕	・心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習	児童青年精神医学	2	必修	2	
		教育実習	3	必修	4	

III 教育実習の諸手続

1 教育実習の受講資格

《1》 教育実習を申し込む場合は、以下の単位数を満たさなくてはならない。

2年生で申し込む場合は前年度末までに総単位数31単位以上、3年生以上で申し込む場合は、前年度末までに総単位数62単位以上を修得していること。

※ 3年次編入学生については、申込時点（3年生4月）での単位数を問わない。

《2》 教育実習を履修する場合は、以下の単位数を満たさなくてはならない。

3年生で行う場合は総単位数62単位以上、4年生以上で行う場合は総単位数93単位以上修得していること。

なお、教科教育論は、実習に行くまでに必ず受講すること。

《3》 卒業後、教職に就くことを強く志望している者。

《4》 教育実習事前・事後指導（実習本年度）を必ず受講できる者。

《5》 プレ実習（実習前年度）を受講できる者。

【発達科学部生のプレ実習について】

発達科学部生は、教育実習を申し込む年度において実施される「プレ実習」（年2回実施）に出席しなければならない。プレ実習の実施時期等については、発達科学部教務学生係の掲示に注意すること。ただし、複数回数の教育実習を履修する者は、その最初の教育実習を申し込む年度における「プレ実習」出席のみでよい。

【教育実習の履修要件について】

①小学校・幼稚園

「初等教育事前・事後指導」（1単位）

「初等教育実地研究」（4単位）

②中学校

「中等教育事前・事後指導」（1単位）

「中学校教育実地研究A」、「中学校教育実地研究B」（各2単位）

③高等学校

「中等教育事前・事後指導」（1単位）

「高校教育実地研究」（2単位）

(1) 小学校・幼稚園教諭免許取得希望者は①の2科目（計5単位）、中学校教諭免許取得希望者は②の3科目（計5単位）、高校教諭の免許取得希望者は③の2科目（計3単位）を、いずれも同一年度において履修する。

(2) ②の3科目により、高校教諭免許の取得も可能である。

(3) 小学校で既に①の2科目の単位を取得した者は、附属中学校で②の「中等教育事前・事後指導」および「中学校教育実地研究A」または「中学校教育実地研究B」のいずれかを同一年度に履修（計3単位）することによって中学校教諭免許取得が可能となる。それによって、あわせて高校教諭免許の取得も可能である。

(4) 既に中学校ないし高校の教諭免許取得に必要な教育実習科目の単位を取得した者が小学校・幼稚園教諭免許の取得を希望する場合は、①の2科目（計5単位）の同一年度における履修が必要である。

- (5) 既に高校教諭の免許取得に必要な教育実習科目の単位を取得した者が中学校教諭免許の取得を希望する場合は、「中学校教育実地研究A」「中学校教育実地研究B」（計4単位）の同一年度における履修が必要である。
- (6) 特別支援学校教諭免許取得希望者は「教育実習」を履修する。履修の前年度までに幼稚園、小学校、中学校ないし高校教諭の免許を取得するための教育実習を別途履修しておく必要がある。

【「資格免許のための科目」について】

- (1) 「資格免許のための科目」は、学生便覧174～175ページの一覧にある科目のみを指します。
※注意※ 「資格免許のための科目」＝「教員免許取得に必要な科目」ではありません。
- (2) 「資格免許のための科目」は、卒業要件に含まれません。
- (3) 「資格免許のための科目」は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれません。

2 教育実習の申込方法

初等教育実習の申込については発達科学部で、中等教育実習の申込については学務部において、4月に説明会が開催される。3年次に教育実習を希望する者は、2年次に主として取得しようとする免許状に対応する実習の説明会に参加し、申込を行う必要がある。

説明会に参加していない者、指定の期日までに申込を行っていない者は、次年度の教育実習を履修することができない。なお、教育実習は1年間で1校種のみ履修可能である。

初等と中等の両方の免許状を取得希望の者は、2年次に初等教育実習説明会に参加・申込を行い、3年次に中等教育実習説明会に参加・申込を行うこと。実習は3年次及び4年次にそれぞれ1回ずつ行う。

また、特別支援学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、2年次に初等または中等の教育実習説明会に参加・申込を行い、3年次に実習を行った後、3年次後期に特別支援学校教育実習の申込を行うこと。

3 初等教育実習全体スケジュール

スケジュールや内容については、年度によって異なる場合があるので、掲示を確認すること。

●実習希望者は原則、神戸大学附属学校での教育実習になる。

但し、小学校実習希望者については、附属学校の受入定員及び希望者の居住地から、実習予定校を附属学校か一般校（基本的には出身校）の振り分けを行い、掲示等により実習予定校を周知する。

一般校に振り分けられた学生は速やかに次頁記載の手続きを行うこと。

※ 幼稚園は附属園のみの実習となります。

◇一般校の場合

2年次	
4月初旬 仮登録	●教育実習（幼・小）説明会に出席し、「初等教育実地研究申込希望調書A（共通）」によって申込を行う。
5月～ 実習予定校へ 申込み連絡 ↓ 発達教務学生係に 希望調書提出 ↓ 発達教務学生係で 内諾依頼書を交付 ↓ 実習予定校へ訪問 内諾依頼書を持参 し、挨拶 ↓ 大学に内諾書が 届く	<p>○一般校に振り分けられた者（掲示により発表）は下記の手続きを行う。</p> <p>●実習予定校に「来年度、教育実習を受けたい」という意志を伝え、 「実習予定校へ訪問までの確認」(*1)をする。訪問日が決まらなくても、 受け入れが可能であることを確認する。</p> <p>●実習予定校に受け入れが可能の返事をもらえば「初等教育実地研究申込希望調書B（一般校）」を発達科学部教務学生係に提出する。あわせて、<u>実習予定校への訪問日を教務学生係に知らせること</u>。</p> <p>また、受け入れ不可、又は審査等がある場合も教務学生係に相談に来ること。（*2）</p> <p>●次の①～③の書類を交付するので、発達科学部教務学生係まで取りに来る こと。</p> <p>①教育実習内諾依頼書 ②教育実習内諾書 ③返信用封筒 ※返信用封筒に各自で80円切手を貼付すること。</p> <p>●実習予定校に訪問し、交付した内諾依頼書等を渡す。 内諾書は、後日返信用封筒にて大学へ送付してもらうこと。 ★「初等教育実地研究申込希望調書B（一般校）」は、<u>7月末</u>までに提出すること。 期限までに提出がない者は、教育実習を受ける意志がない者として取り扱う。</p>
12月 実習の意思確認	●内諾を得ている履修希望者は、来年度の『教育実習へ行く意思の確認』を するので、 発達科学部教務学生係にある書類に押印 すること。 (掲示でお知らせ)
翌年1～2月	●内諾書が届き、意志の確認ができた実習希望者の実習校へ大学から承諾依頼書を一斉発送する。
3月末～4月	●承諾書を発達科学部教務学生係まで取りにくる。
3年次	
4月中旬	●教育実習事前指導（全員出席） 講義7コマと学校参観3日間 (附属小学校へ2日間と特別支援学校へ1日)
5月～11月	●出身校で教育実習実施（時期は実習校によって異なる）
12月中旬	●教育実習事後指導（全員出席） 1日

(*1)・・実習予定校へ訪問までの確認事項

学校によっては締め切りがあるので説明会後～5月末までには連絡すること！

<まずは電話で以下の内容を確認>

- * 実習予定校（基本的に母校）で来年度の受け入れが可能であるか。
- * 実習予定時期（何月頃）及び、4週間で受け入れていただけるか。
(実習期間については、以下の申込み時の注意、その他で確認のこと。)
- * 大学からの内諾依頼書を持参し、訪問したいことを伝え、実習予定校担当者の予定を伺い、訪問時期のアポイントを取る。又は、実習予定校での申込み締め切り日を確認する。
- * 実習時、最終学年でない場合の受け入れは可能かどうか。

(*2)・・受け入れの諾否が審査・面接によって決定が遅いような学校については、その旨を

希望調書に記入し、教務学生係に提出し、決定連絡があれば、すぐに知らせること。

また、審査の結果、受け入れ不可の場合もあるので、別校種学校での申込みも視野に入れて申込期限を事前に確認しておくこと。

◇神戸大学附属学校の場合

掲示や説明会にてお知らせするので、注意すること。

☆ 教育実習申込み時の注意、その他

- (1) 教育実習期間は、基本的に小学校免許取得には4週間（20日間）実習を行ってもらえることが必要である。
- (2) 中高の免許状も取得しようとする場合、小学校で4週間の実習を行っていれば、翌年の中学校における教育実習は2週間でよい。（ただし、附属中等教育学校住吉校舎での実習に限る）
※ 中学校教育実習を希望する者は、今回の申込とは別に、次年度あらためて各自で申込を行うこと。
- (3) 出身学校に申込みましたが、既に定員を超えていたり審査結果で受け入れ不可となったりした場合は、附属小学校での実習に変更するか、または近隣の同校種学校を各自で探さなければならない。附属小学校での実習に変更を希望する場合は、指定の期日までに発達科学部教務学生係へ連絡すること。
- (4) 神戸市立学校、京都市立学校及び姫路市立学校へは、大学から各教育委員会を通じて申込みをするため、直接、学校へ問い合わせはせずに、まず発達科学部教務学生係に「初等教育実地研究申込希望調書B（一般校）」を提出すること。（姫路市立学校は4年次からの受入れしかしていない。）
- (5) 教育実習申込みは、各自が自発的に動くことが多いので掲示に注意し、よく目を通し、気になることがあれば発達科学部教務学生係に問い合わせること。
- (6) 申込み後、記入した連絡先等（特に携帯電話）が変更になった場合、発達科学部教務学生係に必ず知らせること。
- (7) 3～4年次で海外留学等を予定している場合は、1～2年次の段階で発達科学部教務学生係へ相談に来ること。

4 中等教育実習全体スケジュール

スケジュールや内容については、年度によって異なる場合があるので、掲示を確認すること。

●実習希望者は原則、神戸大学附属学校での教育実習になる。

但し、附属学校の受入定員及び希望者の居住地から、実習予定校を附属学校か一般校（基本的に出身校）の振り分けを行い、掲示等により実習予定校を周知する。

一般校に振り分けられた学生は速やかに下記の手続きを行うこと。

◇一般校の場合

原則3年次(発達科学部生は、原則2年次)

4月初旬仮登録	●教育実習履修希望者に申込み説明会を行い、「教育実習申込希望調書」を配布。
4月頃～ 実習予定校へ申込み連絡 ↓ 学務部教育推進課 教育推進グループ に希望調書提出 ↓ 学務部教育推進課 教育推進グループ で内諾依頼書を 交付 ↓ 実習予定校へ訪問 内諾依頼書持参 し、挨拶 ↓ 大学に内諾書が 届く	<p>●実習予定校に「来年度、教育実習を受けたい」という意志を伝え、「実習予定校へ訪問」(*1)の確認をする。訪問日が決まらなくても、受け入れが可能であることを確認する。</p> <p>●実習予定校に受け入れが可能の返事をもらえば「教育実習申込希望調書」を学務部教育推進課教育推進グループに提出する。あわせて、実習予定校への訪問日を学務部教育推進課教育推進グループに知らせること。</p> <p>また、受け入れ不可、又は審査等ある場合も学務部教育推進課教育推進グループに相談に来ること。（*2）</p> <p>●「教育実習申込希望調書」を基に次の①～③の書類を交付するので、学務部教育推進課教育推進グループまで取りに来ること。</p> <p>①教育実習内諾依頼書 ②教育実習内諾書 ③返信用封筒 ※返信用封筒に貼る80円切手を各自貼付すること。</p> <p>●実習予定校に訪問し、交付した内諾依頼書等を渡す。 内諾書は、後日返信用封筒にて大学へ送付してもらうこと。</p> <p>★「教育実習申込希望調書」は、7月末までに提出すること。期限までに提出がない者は、教育実習を受ける意志がない者として取り扱う。</p>
12月 実習の意思確認	●内諾を得ている履修希望者は、来年度の『教育実習へ行く意思の確認』をするので、各所属学部教務担当係にある書類に押印すること。（掲示でお知らせ）
翌年1～2月	●内諾書が届き、意志の確認ができた実習希望者の実習校へ大学から承諾依頼書を一斉発送する。
3月末～4月	●承諾書を学務部教育推進課教育推進グループまで取りにくる。

原則4年次(発達科学部生は、原則3年次)

4月	●教育実習事前指導（全員出席） 講義1日と学校参観2日間
5月～7月	●前期 教育実習実施 （時期は実習校によって異なる）
7～8月	●教育実習事後指導（前期実習終了者を対象） 1日
8月～10月	●後期 教育実習実施 （時期は実習校によって異なる）
12月（冬季休業前）	●教育実習事後指導（後期実習終了者を対象） 1日

(*1)・・「実習予定校へ訪問」までの確認事項

学校によっては締め切りがあるので説明会後、遅くとも5月までには連絡すること！

＜まずは電話で以下の内容を確認＞

- * 実習予定校へ来年度の受け入れが可能であるか。
 - * 実習予定時期（何月頃）、何週間（2～4週間）の受け入れしていただけるか。
(実習期間については、以下の『申込み時の注意、その他』で確認のこと。)
 - * 大学からの内諾依頼書を持参し、訪問したいので、実習予定校担当者の予定を伺い、訪問時期のアポイントを取る。又は、実習予定校での申込み締め切り日を確認。
 - * 発達科学部の学生は、実習時、最終学年でない場合の受け入れは可能かどうか。
- (* 2)・・受け入れの諾否が審査・面接によって決定が遅いような学校については、その旨を「申込希望調書」に記入し、学務部教育推進課教育推進グループに提出し、決定連絡があれば、すぐに知らせること。また、審査の結果、受け入れ不可の場合もあるので、別校種学校での申込みも視野に入れて申込期限を事前に確認しておくこと。

◇神戸大学附属学校の場合

掲示や説明会にてお知らせするので、注意すること。

★ 教育実習申込み時の注意、その他

- (カ) 教育実習期間は、基本的に中学校免許取得4週間（20日間）、高校免許のみ取得2週間（10日間）実習を行ってもらえること。受入れ校によっては、3週間（15日間）実習もある。
- (キ) 高等学校免許状を取得しようとする場合、中学校でも実習を行うこともできる。
- (ク) 出身学校に申込みましたが、既に定員数をオーバーや審査結果で受け入れ不可となった場合は、別校種学校へ変更をするかまたは近隣の同校種学校を各自で探さなければならない。
- (ケ) 神戸市立中学校、京都市立中学校、姫路市立学校、高松市立学校、名古屋市立学校へは、大学から各教育委員会を通じて申込みをするため、直接、学校へ問い合わせはしないで、まず学務部教育推進課教育推進グループに「教育実習申込希望調書」を提出すること。また、いすれも4年次からの受け入れしかしていない。（神戸市立、京都市立高校については、他の一般校と同様の手続きをする。）
- (コ) 教育実習申込みは、各自が自発的に動くことが多いので掲示・HPに注意し、よく目を通し、気になることがあれば学務部教育推進課教育推進グループに問い合わせること。
- (サ) 申込み後、記入した連絡先等（特に携帯電話）が変更になった場合、学務部教育推進課教育推進グループに必ず知らせること。
- (シ) 麻疹（はしか）の抗体があることも確認が必要となる。
- (ス) 3～4年次で海外留学等を予定している場合は、1～2年次の段階で学務部教育推進課教育推進グループへ相談に来ること。（学務部教育推進課教育推進グループが実施する説明会に参加すること。また、各所属学部で説明会を実施している場合には、学部の説明会に参加しておくこと。）

IV 教育実習事前・事後指導について

スケジュールについては、年度によって異なる場合があるので、実習年度の掲示を確認すること。

1 初等教育事前・事後指導

対象：初等教育実習に参加する全学生（前年度、教育実習申込みをした者。）

一般校の小学校に配属が決まった学生も、事前指導及び事後指導は附属校実習者と同様に受ける。

実施時期：
事前指導・・・<講義> 4月中旬
<学校参観> 5月
7コマの講義
合計3日間の参観
(実習校園2日及び特別支援学校1日)

事後指導・・・<講義> 11月又は12月 2コマの講義
◎詳細日程については、掲示等にて周知。

持参：筆記用具、教育実習の記録

1-1 事前指導スケジュール（予定）

教育実習を行う前に事前指導を行う。附属学校教員・教員経験のある講師等から実習に行く際の心構え等の講義や実際に学校に訪問し、授業等の参観を行う。日程等については、2月下旬頃には掲示でお知らせをするので確認しておくこと。

4月（講義は平日）		
	指導項目	指導担当者
	ガイダンス	教務委員会
	「学校における人権・同和教育」	紫陽会講師
	「小学校の学習指導」	紫陽会講師
	「道徳の授業について」	紫陽会講師
	「特別支援学校教育の現状と課題」	附属特別支援学校講師
	「子どもの生活指導」	紫陽会講師
	「現在の家庭と小学生」	紫陽会講師
	「学級経営について」	紫陽会講師
5月 学校参観 {両校（各1校ずつ）の学校参観が必要}		
2日	各自の実習校での学校参観 ※1	各校の学校教員
1日	特別支援学校の学校参観	各校の学校教員

※1 一般の小学校で実習する者は、附属校で実習校参観を行う。

※2 教育実習を希望する者は、『学生教育研究災害傷害保険（学研災）』に加入した上で、『付帯賠償責任保険』Bコース（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）に加入することを義務づけている。

1-2 事後指導スケジュール

実習年度の12月に行うので、本実習を行なった者は全員必ず出席すること。日程等については、11月上旬頃には掲示で周知するので確認しておくこと。

1－3 事前・事後指導の欠席について

教育実習事前・事後指導に全日程出席しなければ、教育実習の単位は認められない。

病気や怪我（診断書提出）あるいは親族の不慮の事故等やむを得ない事由により、教育実習事前・事後指導を欠席することとなる場合は、必ず事前に発達科学部教務学生係へ届け出ること。

なお、無届けによる欠席、会社訪問やクラブ活動参加等による欠席はもちろんのこと、掲示の見落としや不注意等の理由により、欠席するような者に対しては、教育実習への参加を認めない。

※教育実習は本実習と事前・事後指導から構成されており、あわせて単位認定がなされる。

※ スケジュール（実施時期・内容等）については、変更される場合もある。

詳細については、発達科学部の掲示板で通知するので、見落としのないように注意すること。

2 中等教育事前・事後指導

対象：教育実習に参加する全学生（前年度、教育実習申込みをした者。）

実施時期：事前指導・・<講義> 4月（土曜日開講で1日）

<学校参観> 4月下旬～6月 ※2校種の学校参観が必要

（それぞれ日程が異なるので大学が指定する学校に参観となる。中・高等学校1日及び特別支援学校で1日）

事後指導・・ 7～8月（前期実習者）又は12月（後期実習者）の1日

◎詳細日程については、掲示等にて周知。

持参：筆記用具、教育実習の記録

※ 「教育実習の記録」は、学生会館書籍部にて販売予定。

実習を行う4月に各自購入しておくこと。

2－1 事前指導スケジュール（予定）

教育実習を行う前に事前指導を行う。附属学校教員等から実習に行く際の心構え等の講義や実際に学校に訪問し、授業等の参観を行う。日程等については、2月下旬頃には掲示やHP等でお知らせをするので確認しておくこと。

4月（講義は土曜日開講で1日）		
時限	指導項目	指導担当者
1限	「ガイダンス・諸注意」	教職課程専門委員会委員
2限	「教育実習の心構え」	附属学校教員
3限	「指導案・教材研究について」	附属学校教員
4限	「中学・高等学校教育の現状と課題」	中・高等学校教員

4月～6月 学校参観 {◎と★両校（各1校ずつ）の学校参観が必要}		
1日	◎中・高等学校の学校参観	各校の学校教員
1日	★特別支援学校の学校参観	各校の学校教員

※ 教育実習を希望する者は、『学生教育研究災害傷害保険（学研災）』に加入了上で、

『付帯賠償責任保険』Bコース（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）に加入することを義務づけている。

2-2 事後指導スケジュール

前期（5月～7月）で教育実習を終えた学生は、7月下旬～8月上旬に、
後期（8月～10月）で教育実習を終えた学生は、12月下旬に行うので必ず出席すること。

時間	指導項目	指導担当者
8:50～ 13:00	講 話 実習生による討論・質疑及び発表 レポート作成	附属学校教員及び 教職課程専門委員会委員

2-3 事前・事後指導の欠席について

教育実習事前・事後指導に全日程出席しなければ、教育実習の単位は認められない。

病気や怪我（診断書提出）あるいは親族の不慮の事故等やむを得ない事由により、教育実習事前・事後指導を欠席することとなる場合は、必ず事前に学務部教育推進課教育推進グループへ届け出ること。

なお、無届けによる欠席、会社訪問やクラブ活動参加等による欠席はもちろんのこと、掲示の見落としや不注意等の理由により、欠席するような者に対しては、教育実習への参加を認めない。

※教育実習は本実習と事前・事後指導から構成されており、あわせて単位認定がなされる。

※ スケジュール（実施時期・内容等）については、変更される場合もある。

詳細については、学務部教育推進課教育推進グループ及び各学部の掲示板、神戸大学ホームページ（学生向けポータルサイト「うりぼーぽータル」－教員免許取得）で通知するので、見落としのないように注意すること。

★学務部教育推進課教育推進グループ＝鶴甲第一キャンパス（国際文化学部）K棟事務室内

V 教育実習先での一般的注意事項

1 「教育実習の記録」について

「教育実習の記録」は、実習校での実習を行うにあたって、実習期間中の行事、計画、日々の観察、反省、感想等を記録するためのものである。また、記録内容も実習生の評価の対象となるので、しっかりと記入し、提出すること。(鉛筆不可)

「教育実習の記録」は、実習を行う前年の7月初旬に各自が神戸大学生協学生会館店または発達科学部購買で購入し、プレ実習や事前・事後指導にも必ず持参すること。

表紙の学部指導教員は、自分のゼミの担当教員名を記入する。

2 教育実習校に持参するもの

一般校で実習を行う者は、本実習に行く持参書類を各自、事務室まで取りに来ること。

(幼稚園・小学校→発達科学部教務学生係、中学校・高等学校→学務部教育推進課教育推進グループ) ※掲示があり次第、受け取りにくること。

<持参書類 一 一般校の場合>

- ・ 実習生用注意事項
- ・ 教育実習依頼書
- ・ 教育実習ご担当者宛
- ・ 教育実習評価表（「教育実習の記録」から取り外して持参）
- ・ 出勤簿（「教育実習の記録」から取り外して持参）
- ・ 返信用封筒（切手は、各自学生が用意。簡易書留料金）

3 実習経費（謝礼金）について

一般校の教育実習における実習経費（謝礼金）は、原則として実習校の指示に従って、封筒に大学名、学部名、氏名、金額を記入し各自で納めること。（神戸大学では、各学生の個人負担としている。）

金額については、実習校によって異なるので、承諾書の（写）や事前打ち合わせ等で必ず確認し、いつまでに納めるのかも確認しておくこと。 金額の指定がない場合（大学指定等となっている場合）は、一週間につき五千円を納めること。

4 研究授業の大学教員の訪問について

大学教員の訪問が必要な実習校もあるので、教育実習の記録に記入した学部指導教員（自分のゼミの担当教員）に学校訪問が可能か確認しておくこと。

5 教育実習による授業の欠席について

教育実習関係で大学の授業に出席できないことを履修している授業の担当教員へ実習前に説明をし、欠席届を提出しておくこと。また、休んだ授業についてどのように対応してもらえるかを確認しておくこと。

※ 欠席届は教務学生係事務室内のカウンターに置いてあります。

6 教育実習の辞退について

安易な理由での実習辞退や実習直前の辞退等は、実習校に対し多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学教育実習生の受け入れを断られる一因になるので認められない。

7 その他

- ・ 教育実習の申請期間は必ず守ること。
- ・ 教育実習説明会には、必ず出席すること。
- ・ 掲示やホームページなどによく注意し、見落としのないようにすること。
- ・ 教育実習に行くまでに出来るだけ単位を修得しておくこと。（科目によっては、隔年開講の場合もあるので、注意しておくこと。また教科教育論は、出来るだけ実習に行くまでに修得すること。）

※ ただし、資格免許のための科目は2年次からの履修となります。

教育実習の事前実習・本実習・事後実習及びプレ実習に

無断欠席・遅刻をした場合は、当該年度の教育実習について

取消処分の対象となるので、注意すること。

VI 留学を希望する学生の教育実習について

留学を希望する学生で3～4年次で海外留学等を予定している場合は、1～2年次の段階で相談に来ること。（幼稚園・小学校の実習希望者は発達科学部教務学生係へ。また、中学校・高等学校の実習希望者は学務部教育推進課教育推進グループが実施する説明会に参加すること）

VII 教職実践演習と履修カルテの作成について

教育職員免許法施行規則の改正に伴い、2010年度入学生（＊1）から『教職実践演習』が新たに必修科目となる。

教職実践演習は、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、更なる向上を目指すことを目的とした科目である。

4年次後期に履修することとなる。

教職実践演習を履修するにあたって、教員免許状取得に必要な科目の履修を始めてから教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で履修カルテ（※）を作成しなければならない。

（＊1）原則として、2010年度・2011年度の編入学生は除く。

1. 履修カルテの種類について

＜履修カルテ①（教職に必要な科目の履修状況）＞

教員免許状取得に必要な科目の履修を始めてから単位を修得した科目について記入すること。

教職関連科目について、開講時期等に注意の上、履修計画をたてて記入すること。

＜履修カルテ②（自己評価シート）＞

教員として必要な資質能力について、講義・教育実習・介護等体験等の課外活動を通して身についているかふりかえりながら自己評価を行うこと。

※履修カルテの用紙は、発達科学部ホームページまたは神戸大学ホームページ（学生向けポータルサイト「うりぼーポータル」－教員免許取得）に掲載しています。

2. 履修カルテの提出時期について

履修カルテは、4年次前期に発達科学部教務学生係に提出すること。

提出する時期については、掲示によりお知らせするので、注意すること。

提出のあった履修カルテについては、担当教員がコメントを記入し教職実践演習において使用します。

VIII 編入学生の教職課程の履修について

編入学生は、教育実習に行くまでに必要な単位の修得が難しく、卒業時までに取れない場合もある。まずは、必ず発達科学部教務学生係に相談すること。

また、入学前の大学で修得授業科目（単位）の教員免許状取得単位としての摘要可否、認定等についても教務学生係に確認しておくこと。

（1）4年制大学からの編入学生

A 出身大学が課程認定大学の場合

- ① 出身大学で修得した学力に関する証明書を取り寄せ、教務学生係で確認しておくこと。
- ② 取得希望教科について課程認定大学からの編入学生は、その教科の教員免許状取得に必要な「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「第66条の6に規定する科目」の単位のうち、不足する単位について本学で修得すること。
- ③ 取得希望教科について課程認定を受けていない大学からの編入学生は、その教科の教員免許状取得に必要な「教科に関する科目」はすべて修得すること。
また、「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「第66条の6に規定する科目」の単位のうち、不足する単位について修得すること。

B 出身大学が課程認定大学でない場合

教員免許状取得に必要な科目をすべて本学で修得すること。

（2）高等専門学校からの編入学生

教員免許状取得に必要な科目をすべて本学で修得すること。

また、教育実習に行くにあたり、高等学校を希望する者については、まず、学務部教育推進課教育推進グループへ相談にくること。

対応としては、本学附属学校、別校種学校（出身中学校）で実習を行うか（III-4の「☆教育実習申込み時の注意、その他」を参照）又は、近隣の高等学校を各自で探さなければならない。

★学務部教育推進課教育推進グループ=鶴甲第一キャンパス(国際文化学部)K棟事務室内

IX 介護等体験について

1 「介護等体験」とは

平成10年4月(1998年)入学者から、小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設において、7日間以上の「介護等体験」をすることが義務づけられた。

「介護等体験」は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの者との交流等を行う内容となっている。また、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなど交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助などの幅広い体験もある。

神戸大学の場合、特別支援学校は神戸大学附属特別支援学校で行い、社会福祉施設は兵庫県社会福祉協議会に申込み、関係の社会福祉施設において介護等体験を行っている。

原則として教育実習に行く前の学年(2年次)で実施し、日数は特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間のあわせて7日間の介護等体験となる。

2 介護等体験実施の全体スケジュール

介護等体験の申込みから事前指導等全体のスケジュールは次表のとおり。事前指導や実施日程等の情報は、各学部又は学務部教育推進課教育推進グループの掲示板に掲示されるのでチェックしておくこと。

2年次介護等体験(前期実施分申込み)	
1年次	
11月下旬	介護等体験(前期)申込み掲示。
12月中旬	申込み締め切り
1月中旬	事前指導(前期)日程掲示。
2年次	
4月中旬	介護等体験事前指導（前期） (社会福祉施設、附属特別支援学校の実施日等を通知。 社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配布。) ※ 大学の健康診断を各自済ませておくこと。 ※ 『介護等体験ガイドブック』を学生会館書籍部で購入し、事前指導時に持参することが望ましい。
5月～ 11月 5月～ 3月	社会福祉施設による介護等体験実施(5日間) 附属特別支援学校による介護等体験実施(2日間)
	※2つの施設等にて体験を計7日間行わなければならない。 ※体験終了後、「体験記録」と「終了証明書」を学務部教育推進課 教育推進グループへ提出。

3年次介護等体験(後期実施分申込み) ※編入生対象	
6月中旬	介護等体験(後期)申込み掲示。
7月中旬	申込み締め切り
10月初旬	事前指導(後期)日程掲示。
11月中旬	<p>介護等体験事前指導（後期）</p> <p>(社会福祉施設、附属特別支援学校の実施日等を通知。 社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配布。)</p> <p>※『介護等体験ガイドブック』を学生会館書籍部で購入し、事前指導時に持参することが望ましい。</p>
12月～ 翌年3月	<p>社会福祉施設による介護等体験実施(5日間) 附属特別支援学校による介護等体験実施(2日間)</p> <p>※2つの施設等にて体験を計7日間行わなければならない。 ※体験終了後、「体験記録」と「終了証明書」を学務部教育推進課教育推進グループへ提出。</p>

3 注意事項

- (ア) 介護等体験申込み時に、社会福祉施設体験費用として1万円徴収する。申込み後、取り消しした場合でも、返金はできない。また、体験費用の他に受け入れ施設によりその他行事等で必要なときは、徴収される場合があるので、体験施設決定時に配布する「介護等体験事前連絡事項」を確認すること。
- (イ) 介護等体験を希望する者は、『学生教育研究災害傷害保険』に加入了した上、『学生教育研究賠償責任保険』(Bコース)に加入することを義務づけている。事前指導時に説明する。
- (ウ) 社会福祉施設での介護等体験では健康診断書の提出をしなければならないので、4月に実施される大学での健康診断を必ず受診しておくこと。
5月に社会福祉施設での介護等体験がある者は、学務部教育推進課から指示をするので、一番早い時期の健康診断を受診すること。その際、保健管理センターに介護等体験に必要な旨を伝え、診断書を早く出してもらうように申し出ること。
また、麻疹(はしか)の抗体があることも確認が必要となる。
- (エ) 大学で行う事前指導には、必ず出席すること。欠席の場合は、介護等体験に参加できない。
- (オ) 各施設で交付された「介護等体験終了証明書（7日間）」2枚は、免許状取得申請時に必要となるので、各自で保管すること。再交付はされない。教員免許状申請に必要である。
- (カ) 介護等体験は、小・中学校免許を取得するための必修実習である。個人的な事情で実習取り消しはできないので、安易な気持ちで申込みをしないこと。
- (キ) 申込み後に取り消しした場合、再度介護等体験の申込みをすることはできないので注意すること。
- (ク) 小または中学校免許と併せて特別支援学校教諭の免許を取得する場合は、介護等体験は不要。(ただし、卒業時に特別支援の免許が取得できなかった場合、介護等体験を行なっていない者は小または中学校免許も取得することはできないので注意。)

★学務部教育推進課教育推進グループ=鶴甲第一キャンパス(国際文化学部)K棟事務室内)

X 教育職員免許状申請手続きについて

原則として大学から兵庫県教育委員会に一括申請をする。手続きの詳細については、6月半ば及び12月上旬に発達科学部教務学生係掲示板に掲示するので注意すること。

① 一括申請（通常、この方法で申請をする）

一括申請は、卒業見込み者が大学を通じて兵庫県教育委員会に行う手続きである。

なお、所属学部が課程認定を受けている校種・教科以外の免許状を取得しようとする場合は、個人申請となるので注意すること。

<申請手続き>

取得見込み者は、まず、4年次前期の指定の期日（7月半ば頃）までに所定の調査票を発達科学部教務学生係に提出すること。（6月半ば頃に申請締切日を掲示でお知らせします）

次に、後期の12月半ば頃までに、発達科学部教務学生係で手続きをすること。（11月下旬頃に申請締め切り日や申込み方法を掲示でお知らせします）

※ 4年次前期に調査票を提出していない者は、申請することができません。

<申請必要書類（12月）>

- ・ 教育職員免許状授与申請書・誓約書（兵庫県収入証紙3,300円分必要）
- ・ 介護等体験終了証明書（計7日間）2枚（小学校または中学校免許状取得者のみ）
注）申請書類等は、必ず戸籍抄本通りの漢字氏名を記入すること。
- ・ また、改姓や本籍地の変更等により戸籍抄本の提出が必要な場合がある。（各学部の指示に従うこと。）
- ・ 編入学生は、前の大学で修得した教員免許に必要な科目の学力に関する証明書を準備しておくこと。

② 個人申請

個人申請は、過年度卒業生（科目等履修生や聴講生等）や一括申請手続きをしなかった者の手続きである。申請時期は、申請に必要書類がそろえばいつでもよい。

※必要書類については、各自申請する教育委員会に問い合わせ、またはHPで確認すること。

<申請手続き>

各自、教育委員会（原則として居住地の都道府県）に申し出て、申請書類の交付を受け指示どおり書類の提出・申請手数料の納入を行う。申請方法等について兵庫県教育委員会のホームページ（http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/menkyo_1.html）に載っているが、念のため発達科学部教務学生係に申請について確認しておくこと。

XI 教育職員免許更新制度について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が始まった。

1. 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次のとおり。

- ①更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
- ②平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されること。
- ③2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、教育委員会に免許状の更新手続きを行う必要があること。

2. 有効期間について

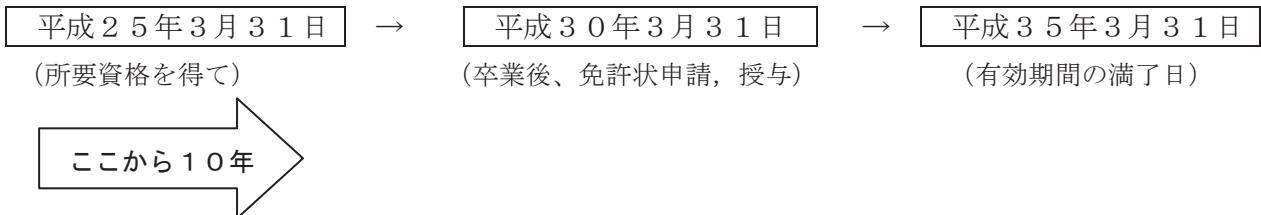
普通免許状または特別免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなる。

※ 「所要資格を得て」とは、免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと。

つまり、平成25年3月31日に所要資格を得た者が、平成30年になってから免許状授与の申請を行い、3月31日に免許状を授与された場合でも、平成35年の3月31日が有効期間の満了日となる。

よって、大学の教職課程で単位を取り終えた後、都道府県教育委員会に授与の申請をしないままであっても、授与される免許状の有効期間の満了日は同じということになる。

<図>



3. 免許状の失効について

平成21年4月1日以降、更新講習を受講・修了しなかった場合は失効することとなるが、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができる。

なお、免許状が失効した場合（修了確認期限までに更新講習を修了していない場合）でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはならない。

よって、改めて大学で教職課程を受講し単位を取得する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状の再授与を受けることができる。

上記内容は、『<解説> 教員免許更新制のしくみ』文部科学省初等中等教育局教職員課平成20年4月から一部抜粋したものである。

更新講習の詳細については、文部科学省ホームページを参照すること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm

なお、教育職員免許法などの関係法の改正により上述の内容に変更が生じる場合があるので注意すること。

◆ 問い合わせ一覧

★幼稚園・小学校・特別支援学校の教育実習、事前・事後指導、及び教科・教職の科目等の履修関係について不明な点は、以下の担当係まで問い合わせしてください。

担当係名	連絡先
発達科学部 教務学生係	078-803-7920

他の学部・教務担当係名	連絡先
文学部 教務学生係	078-803-5595
国際文化学部 教務学生係	078-803-7530
経済学部 教務係	078-803-7250
理学部 教務学生係	078-803-5767
農学部 教務学生係	078-803-5928
海事科学部 教務係	078-431-6223

★中学校・高等学校の教育実習、事前・事後指導、介護等体験の手続きなど、教育職員免許状の取得に関する一般的な事項についての不明な点は、以下の担当係まで問い合わせしてください。

担当係名	連絡先
学務部教育推進課教育推進グループ (鶴甲第一キャンパス (国際文化学部) K棟事務室内)	078-803-5204

神戸大学 教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>

見
本

所属学部:	学籍番号:	氏名:
取得を希望する免許状(校種・教科):		

◆教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価
科目	各科目に含める必要事項				
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 				
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 				
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法（中免のみ必修） 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 				
教職実践演習					
教育実習					

合計単位数 :

◆教科に関する科目

授業科目名	単位	修得年度	評価

合計単位数 :

◆教職又は教科に関する科目

授業科目名	単位	修得年度	評価

合計単位数 :

◆文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)

文部科学省令の科目	授業科目名	単位	修得年度	評価
日本国憲法				
体育				
外国語コミュニケーション				
情報機器の操作に関する科目				

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(中・高)」等の教職指導において使用されます。
2. 4年次前期(所属する学部の指定する日まで)に学部の教務担当係に提出してください。
3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。
4. 本履修カルテは自己責任のもと、履修登録と相違のないように正確に記入してください。
5. 未履修科目は、予定で科目名及び修得年度を記入してください。

※複数免許を取得する場合の各教科指導法等の記入方法については、学部教務担当係に確認ください。

神戸大学

教育職員免許状取得のための履修カルテ②<自己評価シート>

見
本

所属学部 : 学籍番号 :

氏名 :

取得を希望する免許状（校種・教科）：

(1) 必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標		講義等で学習した（あてはまるものにチェックを）	課外等で実践した経験した（あてはまるものにチェックを）	自己評価（評価の最も高いもの）
項目	項目	指標	指標	指標
学校教育についての理解	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、生徒（子ども）に対する責務を理解していきますか。		1・2・3・4・5
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していきますか。		1・2・3・4・5
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していきますか。		1・2・3・4・5
	心理・発達論的な子ども理解	生徒（子ども）理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得していきますか。		1・2・3・4・5
子どもについての理解	学習集団の形成	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。		1・2・3・4・5
	子どもの状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の子ども（生徒）の特性や状況に応じた対応の方法を理解していきますか。		1・2・3・4・5
	他者意見の受容	他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。		1・2・3・4・5
	保護者・地域との連携協力	保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。		1・2・3・4・5
他者との協力	共同授業実施	他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。		1・2・3・4・5
	他者との連携・協力	集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。		1・2・3・4・5
	役割遂行	集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。		1・2・3・4・5

必要な資質能力の指標					
項目	項目	教員の資質能力として 最小限必要な事項 (H18中教審答申より)	指標	講義等で学習した 教育実習で実践した (あてはまるものにチェックを 経験した	自己評価 (評価の最も高いもの)
コミュニケーション	発達段階に対応したコミュニケーション	社会性や対人関係能力	生徒(子ども)たちの発達段階を考慮して、適切に接することができますか。		1・2・3・4・5
	子どもに対する態度	生徒理解や学級経営	気軽に生徒(子ども)と顔を合わせたり、相談に乗ったり、親しみを持つ態度で接することができますか。		1・2・3・4・5
	公平・受容的態度	社会性や対人関係能力	生徒(子ども)の声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか。		1・2・3・4・5
	社会人としての基本	社会人としての基本	接拶、言葉遣い、服装、他の人の接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか。		1・2・3・4・5
	科(※)		これまで履修した教科教育分野の科目の内容について理解していますか。		1・2・3・4・5
	教科書・学習指導要領		取得する教科に関する教科書や学習指導要領の内容を理解していますか。		1・2・3・4・5
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識		教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。		1・2・3・4・5
	道徳教育(中免のみ)		道徳教育の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。		1・2・3・4・5
	特別活動	教科の指導力	特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。		1・2・3・4・5
	総合的な学習の時間		「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。		1・2・3・4・5
教科・教育課程に関する基礎知識、技能	情報機器の活用		情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。		1・2・3・4・5
	学習指導法		学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。		1・2・3・4・5
	教材分析能力		教材を分析することができますか。		1・2・3・4・5
	授業構想力		教材研究を生かした授業を構想し、生徒(子ども)の反応を想定した指導案としてまとめるこができるですか。		1・2・3・4・5

必要な資質能力の指標		
項目	項目	指標
教育実践	教材開発力	教員の資質能力として 最小限必要な事項 (H18中教審答申より) 教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。
	授業展開力	生徒(子ども)の反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができますか。
	表現技術	板書や発問、的確な話方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。
	学級経営力	学級経営案を作成することができますか。
	課題認識など探求心	自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢をつっていますか。
	教育時事問題	使命感や責任感、教育的愛情 いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができるていますか。
	課題探求	

(2) 教職を目指す上で課題と考えている事項

教育実習・介護等体験・その他教職に関するボランティア経験等の実施状況	
教育実習	済・未・実習中
介護等体験	済・未・該当無
その他教職に関するボランティア (スクールサポートなど)	済・無・体験中 体験したボランティアの名前)
担当教員からのコメント	

- 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(中・高)」等の教職指導において使用されます。
- 4年次前期(所属する学部の指定する日まで)に学部の教務担当係に提出してください。教職実践演習終了後、担当教員のコメントを記入の上、返却します。
- 返却後は、教育実習の記録と一緒にバイオレターに綴じてください。

(※)については、取得を希望する免許状(教科)を記入し必要に応じて適宜行を増やして記入してください。

(注 意)

- ◎ この『教職課程ハンドブック』は、入学時にのみ配布され、在学期間中使用するので、大切に保管してください。
- ◎ 開講科目及び内容などについては、変更があるので、発達科学部の教務学生係掲示板の掲示に注意してください。
- ◎ 「教職に関する科目」の授業時間割表は別途配布となります。
(ただし、2年次から履修可能となります。)
- ◎ このハンドブックに関してご質問・ご意見等がありましたら、発達科学部の教務学生係教員免許担当までお寄せください。